

薬物処遇の在り方に関する検討会報告書

令和5年1月

薬物処遇の在り方に関する検討会

目 次

第1	検討会設置の経緯	1 頁
第2	検討会の概要	1 頁
1	構成員	1 頁
2	日程及び主な議題	2 頁
第3	大麻事犯者に対する保護観察処遇の課題及びプログラムの 効果的实施について	2 頁
1	現行のプログラムの課題とプログラム改訂の方向性について	2 頁
(1)	若年者への働き掛け、低い受講動機付けへの対応	3 頁
(2)	大麻使用の正当化への対応	4 頁
(3)	薬物使用にとどまらない生活上の課題等も取り上げる必要性	4 頁
2	処遇実施上の留意点について	5 頁
(1)	集団処遇及び個別処遇の選択	5 頁
(2)	関わり方のポイント	6 頁
第4	薬物に関する専門的援助とプログラムの運用の在り方について	6 頁
1	地域における支援の現状について	6 頁
2	専門的援助の運用の方向性について	7 頁
第5	総括	8 頁

薬物処遇の在り方に関する検討会報告書

第1 検討会設置の経緯

保護観察所における薬物事犯者への処遇については、平成28年6月から刑の一部の執行猶予制度が開始され、薬物再乱用防止プログラムを受講する保護観察対象者が大幅に増加する中で、着実に覚醒剤事犯者の2年以内再入率が減少しているなど、一定の成果が認められる。一方で、薬物再乱用防止プログラムは、主に覚醒剤事犯者を対象とする内容となっているところ、大麻事犯の保護観察対象者が増加傾向にあり、保護観察所においてその対応が喫緊の課題となっている。

また、法制審議会による諮問第103号に対する答申を受け、更生保護法に、更生保護事業を営む者その他の適当な者が行う特定の犯罪的傾向を改善するための専門的な援助を受けることを指示し、又は特別遵守事項として義務付けることを可能とする規定を新たに設けること等を内容とする刑法等の一部を改正する法律が成立し、令和5年中に当該規定の施行が見込まれていることから、その適切な運用の在り方について整理することが必要となっている。

本検討会は、このような薬物事犯者処遇を取り巻く近時の状況に鑑み、大麻事犯者に対する効果的な薬物再乱用防止プログラムの実施の在り方について及び薬物に関する専門的な援助の運用の在り方について、外部の専門家を招へいし、意見を聴取することを目的として法務省保護局により実施することとされたものである。

第2 検討会の概要

1 構成員（五十音順、敬称略）

上原 憲太郎（更生保護法人日新協会施設長）

岡崎 重人（特定非営利活動法人川崎ダルク支援会理事長）

佐伯 真由美（広島県立総合精神保健福祉センター所長）

松本 俊彦（国立精神・神経医療研究センター

精神保健研究所薬物依存研究部長）

2 日程及び主な議題

令和4年7月から同年12月にかけて、以下の日程で全4回開催した。

- (1) 第1回検討会 令和4年7月22日（金）
 - ・ 保護観察処遇における大麻事犯者への対応の在り方について
- (2) 第2回検討会 令和4年9月20日（火）
 - ・ 薬物再乱用防止プログラムと専門的援助の運用の在り方について
- (3) 第3回検討会 令和4年11月4日（金）
 - ・ 大麻事犯者に対するプログラムについて
- (4) 第4回検討会 令和4年12月7日（水）
 - ・ 本検討会報告書の取りまとめについて

第3 大麻事犯者に対する保護観察処遇の課題及びプログラムの効果的実施について

1 現行のプログラムの課題とプログラム改訂の方向性について

現行の薬物再乱用防止プログラムのうちコアプログラムについては、主な対象として、覚醒剤事犯の成人の保護観察対象者を想定し、SMARPP から主な内容を抽出して作成されている。そのため、覚醒剤使用による薬害や薬物依存症に関する知識の付与から始まり、薬物再使用の強い欲求があることを前提として対処法を学ぶ内容になっている。

他方、大麻事犯の保護観察対象者は、覚醒剤事犯の保護観察対象者と比べてその年齢層が大きく異なっており、覚醒剤事犯者の約9割が30歳代以上であるのに対し、大麻事犯者は約6割が10歳代後半から20歳代となっている。また、大麻事犯者は、全般に、薬物使用以外に類型認定される割合が低く、違法薬物等の使用状況も、大麻使用のみの者が多くを占めるなど、大麻使用以外に犯罪に結び付く問題を抱えているケースが少ない傾向が認められる。実際に大麻使用により健康被害を生じるなどして医療機関や精神保健福祉センターにアクセスしてくる者も少ない傾向にあり、相談に訪

れた大麻使用者を対象とする調査¹では、覚醒剤使用者と比べ平均年齢が若く、学歴が高い傾向にあり、依存症に該当する者が少ないという結果となっている。

保護観察所における具体的な処遇場面では、令和3年2月に実施した大麻事犯者の処遇に関する調査²の結果によれば、大麻事犯者の特性として、大麻は依存性や有害性が強くないという認識を持つ者が多く、このためプログラムへの動機付けが低く、覚醒剤事犯者と比較して、離脱症状や薬物への渴望が少ないことから、現行のプログラムの処遇内容では自身の問題として捉えることができない場合があり、プログラムの実施者側も対応に苦慮する事案が多い実情が明らかになっている。

これらの点を考慮すると、大麻事犯者に実施するプログラムについては、覚醒剤事犯者とは異なる特性を持つことを踏まえた内容を備えたものとして改訂することが望ましいものと考えられる。

以下に、その改訂の方向性について、検討した結果を示す。

(1) 若年者への働き掛け、低い受講動機付けへの対応

大麻事犯者の多くが若年者であり、他の規制薬物等の使用傾向が深刻な者は少ないことから、人格変容や大麻精神病等といった大麻の薬害を強調する内容にした場合、日常生活を問題なく送ることのできている自らの状況と照らし合わせて、そのような状態になっていないから大丈夫、自分とは違う人の話という認識になりやすく、受講動機が高まらない可能性が高い。そこで、大麻を使っていた場面や場所、一緒に使っていた人などについて振り返り、大麻を使用することで得られた良い点にも着目し、本人の大麻使用に対する考え方や体験談を引き出し、自分自身の問題

¹ 「全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査」、松本俊彦、宇佐美貴士、船田大輔、村上真紀、沖田恭治、谷淵由布子、山本泰輔、山口重樹：全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査、令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業「薬物乱用・依存状況の実態把握と薬物依存症者の社会復帰に向けた支援に関する研究（研究代表者：嶋根卓也）」総括・分担研究報告書、pp41-104、2021。

² 「大麻事犯者の処遇に関する保護観察所アンケート調査」、法務省保護局実施、2021

について学んでいるということをまずは実感させることが大切である。ただし、その場合、単に受容的な態度に終始すると、大麻使用についての本人の肯定的な態度を強化してしまうことも考えられるため、バッドトリップの経験や家族からの信頼を失ったことなど、大麻使用によって生じた良くないことも引き出し、大麻使用の両価性への気づきを与えられる構成とすることが望ましい。

(2) 大麻使用の正当化への対応

大麻については、海外の一部の国では嗜好目的での使用が合法であることや、健康に良いなどといった大麻使用について肯定的な側面からのネット情報等が多くある。大麻事犯者には、こうした大麻使用の肯定的な情報に詳しく、これらを根拠に大麻使用を正当化したり、大麻の有害性を否認し、規制薬物として刑事罰の対象とすることは不当であるなどの主張をしたりするなどの事例がみられるところである。また、現行のプログラムでは、覚醒剤事犯者を主な対象として想定しているため、大麻に関する情報が乏しく、プログラムの実施者側から大麻に関する情報を的確に伝えられないという現状がある。そこで、大麻の嗜好目的での使用が合法化されている国でも未成年者は使用が規制されていることや、大麻を長期間乱用することにより記憶や認知に障害を及ぼすなどの健康への影響があることなど、客観的かつ正確な情報をプログラムのワークブック等に盛り込むことが必要と考えられる。加えて、これらの情報を伝達する際には、大麻事犯者が持っている大麻に対するイメージを確認し、本人の認識を踏まえて情報を伝達するなど、一方的な知識の押しつけにならないように留意しつつ、大麻に対する各国の規制の状況やその背景にある様々な捉え方、使用に伴う健康への影響等について理解を深めさせることが大切である。

(3) 薬物使用にとどまらない生活上の課題等も取り上げる必要性

大麻事犯者は、薬物使用以外の犯罪に結び付く問題を抱えているケースは多くないこと、大麻使用による心身への影響や依存に対する支援ニーズが少ないことから、大麻使用の問題のみに目を向けさせるだけでは受講効果が上がりにくいと考えられる。そのため、大麻使用自体の問題だ

けでなく、大麻を使用するに至った生活上の課題や将来どうなりたいのか、このままの生活をしていくことでそれが達成できるのかなど、未来の自分に目を向けさせることが重要である。実際の支援の場においても、支援者が本人の生活上の困りごとを含めて支援することを通じ、本人にとっての仲間として話すことができる関係性を築くことで、支援の継続率が高くなっている。そのため、プログラムにおいては、大麻を使用することで、何を求めていたのか、どうなりたかったのかを振り返り、自分の中で大切にしている価値観について考えたり、大麻使用の代わりとなり得るものについて考えさせたりすることが大切である。その際には、大麻使用の代わりとなり得るものへの移行をこれまで阻害していたものについて考えることも重要である。また、大麻事犯者が再犯する場合、その多くが大麻ではなく覚醒剤等の使用によるものであることなど、今のままの状態を続けた場合、より依存性の高い薬物の使用に移行する可能性があることを示すなどして、大麻を使用し続けた場合の自身の将来について目を向けさせることも必要と考えられる。

2 処遇実施上の留意点について

(1) 集団処遇及び個別処遇の選択

大麻事犯者については、薬物使用に肯定的な態度を示す者も少なくなく、薬物再乱用防止プログラムを集団で実施した場合に、断薬に向けた動機付けを高めている者に影響を与えることや、かたくなに大麻使用を正当化して、プログラムの進行に影響を与えることが想定される。また、覚醒剤事犯者と同じグループ編成とした場合、大麻事犯者には焦点が当たっていないと感じたり、覚醒剤事犯者と自分は違うと受け止めたりして、受講動機を失わせる結果となることも考えられる。そのため、大麻事犯者については、実施体制が許すのであれば、個別でプログラムを実施することが望ましい。取り分け、特定少年については、他の薬物使用者とのつながりができる可能性が低くないため、個別で処遇する方が望ましいと考えられる。

ただし、この点は、大麻事犯者全般について、集団処遇が適さないとい

うことではない。例えば、薬物依存の傾向が重度である大麻事犯者については、覚醒剤事犯者と同じグループで処遇しても問題を生じることは少ないと考えられる。また、当初、個別処遇を実施した上で、自らが大麻の影響下にあることを自覚した場合などは、集団処遇に移行し、他者の経験を聞くことも有効であると考えられる。

以上のことから、大麻事犯者については、その状態をより詳細に把握した上で、集団処遇か個別処遇かを選択し、柔軟に変更できるようにすることが望ましい。

(2) 関わり方のポイント

大麻事犯者に対してプログラムを実施するに当たって重要となるポイントは、本人と対決する姿勢をとらないことである。保護観察官にとって、大麻を肯定する本人の態度は、改善更生に向けた態度として不適切であると見なして指導の対象とせざるを得ない面があるが、単に本人の言い分を否定したり、一方的に指導したりするだけでは、本人の問題意識は深まることはない。そうした本人の態度に、何らかの精神的な問題がある場合もあり、大麻使用により処分を受けるに至った背景事情や生活上の課題等を把握しつつ、その点も考慮して処遇をしていくことが必要になる。また、大麻に関する知識など、大麻事犯者の方が話すことのできる話題を豊富に有していることもある。その場合に、保護観察官側が、聴かせてもらうという姿勢を見せることで、本人にとって話のできる相手として関係性を構築していくという工夫も有用である。

第4 薬物に関する専門的援助とプログラムの運用の在り方について

1 地域における支援の現状について

地域における支援として、例えば、更生保護施設は、夜間や土日祝日に専門的な援助を実施するなど、仕事をしながら回復を目指す対象者にとって魅力的な支援を実施している。また、ダルクにおいては、施設によって、SMARPPのような専門的なプログラムのほか、様々な種類のミーティングやそれ以外の取組を含めた多種多様なプログラムがある。また、精神保健福祉センターや医療機関等の公的な施設においても、地域の実情に合わせた相

談体制が準備されてきているなど、薬物依存症に対応できる社会資源は着実に広がりを見せている。そして、保護観察所においては、薬物事犯者について、「息の長い」社会復帰支援につなげるため、地域の支援機関との連携を強化し、保護観察期間中から本人を支援につなげるための取組を実施している。

しかしながら、令和3年に保護観察期間中に保健医療機関等につながった人数は薬物事犯の保護観察対象者全体の6%程度であり、地域移行が進んでいない状況にある。これは、地域における受皿がなお十分ではないことも要因の一つとして考えられるが、保護観察所の処遇の在り方として、保護観察が終了するまで保護観察所でのプログラムを義務付けて実施することが原則と捉えられてきているということも考えられる。また、現行制度では、地域の支援機関による専門的な援助につながったとしても、薬物検出検査を受けるため保護観察所に通い続ける必要性があるなど、必ずしも地域支援への円滑な移行を促進するような運用となっていない面がある。今般の法改正により、特別遵守事項として、更生保護施設等が行う専門的援助の受講を義務付けることが可能となることから、この制度も有効に活用し、保護観察の終了に伴ってプログラム等の援助を受ける機会も終了するのではなく、保護観察の終了時期を見据えてより早い段階から積極的に地域の支援につなぐということを意識し、それを可能な限り推進するような制度運用に見直していくことが必要である。

2 専門的援助の運用の方向性について

上述のとおり、地域における支援は、多様でそれぞれ特色があるものであり、本人に合う支援機関に出会うことが重要である。そのため、専門的援助の受講を指示し、又は義務付ける制度については、当初は医療機関の専門的援助を受講していたが、本人からダルクの専門的援助を受講したいという希望があった場合に、受講先を柔軟に変更できるような運用とすることが望ましい。また、援助の水準については、法が求める一定の基準を満たす必要があるものの、仕事など社会生活を営みながら、自らのケアもできる援助につながることを望ましいケースもあることから、夜間や休日に支援を实

施している社会資源を専門的援助として認めていくなど、受講指示や義務付けができる専門的援助の範囲も幅広く設定していくことが考えられる。ただし、入院や宿泊を条件として実施されるプログラムなど、専門的援助を受講する以上に義務付けの効果が及ばないように考慮する必要がある。

また、保護観察対象者が安全・確実に専門的援助を受講できるように、専門的援助の実施主体に対しては、援助の実績を確認することも必要である。例えば、実施主体が公的機関ではない場合には、援助の実施経験者を含む複数名での支援体制を確保するといった条件を求めることも考えられる。

専門的援助の運用において、当初は義務として援助が開始されたとしても、受講の継続を通じて医療機関や精神保健福祉センター、ダルク等の支援団体との関係性が構築されて、保護観察終了後も安心して通うことができる場所、あるいは一度つながりが切れてもまた戻ることができる場所を保護観察中から作ることが重要である。そのため、可能な限り、保護観察中から専門的援助を受講することに本人がメリットを感じられるような仕組みを考えていくことが望まれる。具体的には、専門的援助の受講を義務付ける場合には、薬物再乱用防止プログラムの受講を二重に義務付けず、また、専門的援助を継続して受講する見込みがある場合などは、個別の状況に応じ柔軟に義務付けを緩和し、自発的な受講の継続を促すようにするなどの運用が考えられる。

なお、実際の運用に当たって、専門的援助の受講を義務付けた保護観察対象者を受け入れることで、専門的援助の実施者がそれまでの利用者との関わり方や支援のあり様を変えてしまう可能性があるという懸念は払拭できないところであり、保護観察所は、そうしたことが生じないように丁寧に対応し、専門的援助の実施主体となり得る社会資源の理解を得ていくことが重要である。

第5 総括

薬物事犯者処遇については、刑の一部の執行猶予制度の創設を機に、刑事司法機関と医療・福祉機関、民間支援団体のつながりが強化され、薬物事犯者を地域で支えていく機運が高まったといえる。しかし、制度開始から5年以上が

経過し、大麻事犯者の増加といった新たな問題が生じてきているほか、制度の運用において、刑事司法機関から地域の支援機関・団体へのつながりを積極的に進めてきたものの、実際には地域支援への移行がそれほど順調には進んでいない状況にある。

そのため、本検討会では、大麻事犯者に対する処遇に当たって困難さを生じている原因を分析し、これに対応するためのプログラム改訂の方向性を示したほか、今般の法改正に伴い導入されることとなる地域の支援機関による専門的援助の受講を指示し、又は義務付ける制度の運用の方向性について取りまとめた。

今後、本報告内容を踏まえて、更生保護に携わる関係者が、大麻事犯者へのより実効性のある保護観察処遇を実施することや、地域の支援機関・団体との連携を発展させ、「誰一人取り残さない」社会の実現に寄与していくことを期待する。